３　会計監査人は、通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表並びに同条第二項に規定する事業報告書及び決算報告書（出資継続業務に係るものを除く。以下同じ。）を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

［一～七　略］

［４　略］

（短期借入金の認可の申請）

第八条　機構は、通則法第四十五条第一項ただし書の規定により短期借入金（出資継続業務に係るものを除く。）の認可を受けようとするとき、又は同条第二項ただし書の規定により短期借入金（出資継続業務に係るものを除く。）の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

［一～七　略］

（譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引）

第九条　総務大臣は、機構が通則法第四十六条の二第二項の規定に基づいて行う不要財産（出資継続業務に係るものを除く。）の譲渡取引についてその譲渡差額を損益計算上の損益に計上しないことが必要と認められる場合には、当該譲渡取引を指定することができる。

［削る］

３　会計監査人は、通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表並びに同条第二項に規定する事業報告書及び決算報告書（通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。以下同じ。）を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

［一～七　同上］

［４　同上］

（短期借入金の認可の申請）

第八条　機構は、通則法第四十五条第一項ただし書の規定により短期借入金（通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。）の認可を受けようとするとき、又は同条第二項ただし書の規定により短期借入金（通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。）の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

［一～七　同上］

（譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引）

第九条　総務大臣は、機構が通則法第四十六条の二第二項又は第四十六条の三第三項の規定に基づいて行う不要財産（通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。）の譲渡取引についてその譲渡差額を損益計算上の損益に計上しないことが必要と認められる場合には、当該譲渡取引を指定することができる。

（不要財産に係る民間等出資の払戻しの認可の申請）

第十条　機構は、通則法第四十六条の三第一項の規定により、民間等出資に係る不要財産（通信・放送開発金融関連業務に係るものを除く。）について、当該民間等出資に係る不要財産に係る出資者（以下単に「出資者」という。）に対し当該民間等出資に係る不要財産に係る出資額として総務大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる旨を催告することについて認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一　民間等出資に係る不要財産の内容

二　不要財産であると認められる理由

三　当該不要財産の取得の日及び申請の日における不要財産の帳簿価額（現金及び預金にあっては、取得の日及び申請の日におけるその額）

四　当該不要財産の取得に係る出資の内容（通則法第四十六条の三に規定する出資者が複数ある場合にあっては、出資者ごとの当該不要財産の取得の日における帳簿価額に占める出資額の割合）

五　催告の内容

六　当該不要財産により払戻しをする場合には、当該不要財産の評価額

七　通則法第四十六条の三第三項に規定する主務大臣が定める基準により算定した金額により払戻しをする場合には、当該不要財産の譲渡によって得られる収入の見込額並びに譲渡に要する費用の費目、費目ごとの見込額及びその合計額

八　前号の場合における譲渡の方法

九　第七号の場合における譲渡の予定時期

十　その他必要な事項